

情報バリアフリーラボ

# 2021年度 研究会報告集

1. 障害者等が利用しやすいバリアフリーな鉄軌道環境についての研究

～日本・韓国・台湾を比較して～

長野大学 社会福祉学部4年 二村美友

2. 障害学生の就職活動における化粧支援に関する研究

長野大学 社会福祉学部4年 畠山 咲

3. 視覚障害者による美術鑑賞の可能性と必要な環境の保障に関する研究

長野大学 社会福祉学部3年 山田涼夏

監修：情報バリアフリーラボ代表 伊藤英一

## 巻頭言

2019 年末に発生した COVID-19(新型コロナウイルス)の世界的な蔓延はウィルスの変異により収束する気配がなく、世界的な社会経済活動の減速に繋がってきました。さらにロシアによるウクライナへの戦争行為を中止させるべく世界各国によるロシアへの経済制裁は世界的な社会経済活動を低迷させることになり、原油価格のさらなる高騰など人々の暮らしにも大きな影響をもたらしはじめています。

このような状況下において私たち市民がなすべき重要なこととしては、①より多くの情報にアクセスする環境を維持しながら、②膨大な情報の中から必要な情報・正しい情報を取捨選択することができ、③自分が有する有益な情報を必要な人に対して発信する、という3点です。

インターネット(SNS や WEB など)の情報はスマホ(携帯電話や携帯端末)を利用すれば瞬時に検索でき、提示されます。テレビからは世界中の映像等がニュースとして放映されています。しかしながら、インターネットやマスメディアという情報媒体は時に政府により遮断されたり、見えない力により修正されたりすることもあります。実際にロシアや中国ではインターネットが遮断され、テレビ番組の音声途切れたりしているとの話を聞きます。海外の情報を海外からのメディアを利用して受け取るシステム、例えばラジオの国際放送を利用するなど見直すべき情報媒体もあります。私自身、韓国や台湾からの日本語放送を聞く機会が増えました。日本では伺い知ることのない情報も多く含まれ、国際(短波)放送の重要性を再確認できました。

インターネットからの情報は大量に流れてきますが、どれが正しくてどれが間違いなのか。以前は URL を確認し、それが公的な機関なのかどうかで判断することもありました。今ではそもそも公的な機関からの情報の割合が少なく、判断に苦慮することも多くなってきました。リツイート等、間違った情報(フェイクニュース)が急速に拡散することも増加しています。ロシアとウクライナの戦争においてもプロパガンダとして利用される側面もあり、真偽に気をつけなければなりません。

情報を発信することはとても大切なのですが、先に述べたようにフェイクニュースをリツイートすること等は避けねばならず、単なるリツイートという行為ではなく、情報の真偽を確かめた上で、自らの意見を他者に理解してもらえよう正確に発信するスキルも必要です。

情報バリアフリーラボの活動も2年目を迎え、ラボゼミナールの研究活動も継続できました。論文指導では自分の研究活動を第三者に正しく伝えることができるか?という視点により内容を吟味してまいりました。多くのご意見など頂戴できれば幸いです。

2022 年 3 月 14 日 情報バリアフリーラボ代表 伊藤英一

障害者等が利用しやすい  
バリアフリーな鉄軌道環境についての研究  
～日本・韓国・台湾を比較して～

長野大学 社会福祉学部社会福祉学科 4 年

二村 美友

## 目次

1. はじめに	1
2. 研究の目的	1
3. 事前調査	1
4. 日本・韓国・台湾の比較	5
5. 考察	10
6. まとめ	12
7. 謝辞	12
参考文献リスト	12

## 1. はじめに

昨年度のゼミナールでは、『車いす利用者が必要とするバリアフリー情報の地域間格差是正に関する研究～ICTの利活用による情報提供の必要性～』という研究を行った。車いす利用者は外出時、移動経路において一カ所でも高い段差や大きな傾斜、狭い道路などがあると通行に困難が生じ、経路変更や支援がなければ通行できないという外出の機会の制限がある。そのため、事前にバリアフリー情報を得ておくことが不可欠であるが、バリアフリー情報は都市部と地方との人口格差により、地域間で情報量などにおいて差が生じている。都市部と地方におけるバリアフリー情報の格差是正のために、より多くの情報を得ることができるスマホアプリ等ICTを利活用することで、人口格差の問題を僅かでも解消し、効率よく情報収集をするための社会システムづくりの必要性を提案した。

本年度は日本の都市部と地方という枠組みを広げ、アジア圏において主要な移動手段である鉄軌道の実態を調査する。特にアジア圏の中でも韓国と台湾についてインターネット等による情報をもとに日本と比較し、障害者や高齢者のためのバリアフリーの状況についてハード面(物理的なバリア)とソフト面(他者より影響を受けるバリア/人的な支援により解消の図れるバリア)の両方の視点からバリアの解消を考えたい。

## 2. 研究の目的

アジア圏において多くの人々は移動の際、公共交通機関を利用する。その中でも鉄軌道は身近な移動手段である。しかし鉄軌道を利用する際には、切符の購入やホームまでの道のり、車両の乗降など様々な過程があり、障害者や高齢者などの移動困難者は場合によってはバリアに遭遇する。それらバリアを緩和するため、日本・韓国・台湾ではどのような制度や工夫があるのかを知り、日本の鉄軌道を利用する障害者等にとって利用しやすい鉄軌道のバリアフリー化に向けた工夫の提示を目的とする。

## 3. 事前調査

日本、韓国、台湾における鉄軌道やバリアフリーに関する情報を得るため、インターネットによる情報検索を用い、公的な機関や民間企業が公開している各種資料やホームページなどから情報収集を行う。

### 3-1 バリアとは何か

バリアフリーについて考える上で、バリアとバリアフリーについて明確にしておきたい。国土交通省総合政策局 安心生活政策課『障害ってどこにあるの？こころと社会のバリアフリーハンドブック』<sup>1)</sup>では、障害のある人が直面している「バリア」は、①物理的なバリア②制度的なバリア③文化・情報面でのバリア④意識上のバリアに分類されている。

- ① 物理的なバリアとは、ホームと電車の間や段差、狭い道路などといった、公共交通機関、道路、建物などにおいて、利用者に移動面で困難をもたらす物理的なバリアを指す。
- ② 制度的なバリアとは、学校入試や就職などにおいて障害があることを理由に受験等に制限がかかるなど、社会のルール、制度によって障害のある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリアを指す。
- ③ 文化・情報面のバリアとは、音声のみのアナウンスや手話通訳等のない講演会など、情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリアを指す。
- ④ 意識上のバリアとは、障害のある人への高圧的な態度などの、周囲からの心無い言葉、差別、無関心など、障害のある人を受け入れないバリアを指す。

また、最近では「心のバリアフリー」という言葉を耳にする。首相官邸ホームページ<sup>2)</sup>では、“「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特徴や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです(「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画(2017年2月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定))」より。”とされている。その中で「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは以下3点とされている。

1. 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
2. 障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないように徹底すること。
3. 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とのコミュニケーションをとる能力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

上記のような状況において、日本とアジア圏諸国とを比較するために、本論文ではバリアを法や制度、設備、他者からの支援の不十分さによって移動等に困難が生じること、バリアフリーを法や制度、設備等が整うことや、他者からの支援によりバリアが解消されること、と考える取り扱いとすることを示す。

### 3-2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)<sup>3)</sup>

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、バリアフリー新法とする)」は、平成18年12月20日に施行された、高齢者、障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、すべての障害者)、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推奨するものである。またこの法律では、バリアフリー化のためのソフト施策も充実することが趣旨として示されている。国土交通省では、このソフト面での対応を「心のバリアフリー」と名付け推奨し、施設設置責任者による適切な教育訓練を進めるため交通事業者向

けの研修カリキュラムや、児童・生徒を対象とした高齢者・障害者の疑似体験等の「バリアフリー教室」を実施している。<sup>4)</sup>

### 3-3 JR 東日本、JR 西日本における取り組み

日本の鉄軌道の中で主要な事業者として JR が挙げられる。JR とは、1987 年に国鉄(日本国有鉄道)の分割民営化により誕生した、JR 北海道・JR 東日本・JR 西日本・JR 東海・JR 四国・JR 九州・JR 貨物からなる企業である。<sup>5)</sup>

やどココ・ゆる〜と・バスルートのデータ<sup>6)</sup>によると、全国の鉄道事業者 174 つを比較した際の総距離が JR 東日本、JR 西日本、JR 北海道の順で大きくなり、駅数が JR 東日本、JR 西日本、JR 九州の順で多くなっている。そのため、今回は JR 東日本と JR 西日本における取り組みに着目する。

#### ① JR 東日本<sup>7)</sup>

JR 東日本では、ホームページで例えば、車いす利用者へ向け、

- ・ ご利用時
- ・ デッキ付きの車両のご利用時
- ・ ご予約及びご購入時
- ・ ご乗車時

の項目で、駅や車両の設備や、係員の対応について案内がされている。

#### ② JR 西日本<sup>8)</sup>

JR 西日本では、「ユニバーサルデザイン 2020」や「バリアフリー新法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などを踏まえ、以下のような取り組みが行われている。

- ・ バリアフリーマニュアルでの教育
- ・ サービス介助士の資格取得
- ・ 「共助」の取り組みの推進
- ・ 「車いす」「ベビーカー」用スペースの案内
- ・ 優先座席へのマタニティマークの案内の掲出

### 3-4 サービス介助士<sup>9)</sup>

サービス介助士とは、公益社団法人 日本ケアフィット共育機構による、高齢者や障害者など多様な人が暮らす社会で、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが社会参加できるように必要なことをその人、その場にあったやり方でできる(ケアをフィットする)人になるための民間資格である。高齢者・障害者と聞くと特別な対応が必要なのかと身構えてしまう、などの思い込みを、サービス介助士の学習では知識・対話・実践から取り除いていき、その場その時その人により変化するニーズにケアをフィットする発想を大切にしている。

サービス介助士の資格を持つ人は、バスやタクシー、鉄道といった公共交通機関や、銀行や百貨店などの分野で活躍している。



図 1: 安心のサービス介助士マーク

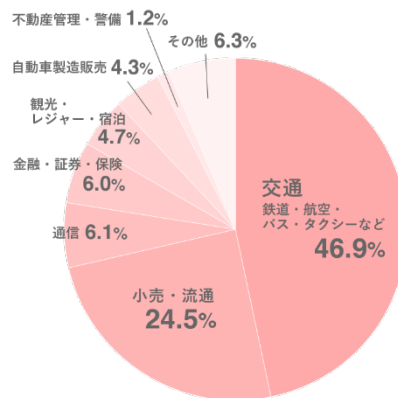


図 2: サービス介助士資格取得者の業種別割合

### 3-5 観光施設におけるバリアフリー<sup>10)</sup>

観光庁では、バリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を対象に、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を創設した。

対象は、1. 宿泊施設 (i 旅館業法上の営業許可を得ている施設 ii 国家戦略特別区域法上の認定を受けている施設 iii 住宅宿泊事業法上の届出をしている施設)、2. 飲食店 (食堂衛生法上の営業許可を得ている施設)、3. 観光案内所 (日本政府観光局から外国人観光案内所の認定を受けている施設等) である。

認定を受けるためには、以下の基準をすべて満たす必要があるとされている。

- ① 施設のバリアフリー性能を補完するための措置を 3 つ以上行い、ご高齢の方や障害のある方が施設を安全かつ快適に利用できるような工夫を行っていること。
- ② バリアフリーに関する教育訓練を年に 1 回以上実施していること。
- ③ 自社のウェブサイト以外のウェブサイトで、施設のバリアに関する情報などのバリアフリー情報を積極的に発信していること。



## 4. 日本・韓国・台湾の比較

日本と韓国・台湾における鉄軌道のバリアフリー状況を比較するために、インターネットによる情報検索を用い、報告書や各種ホームページ等などから情報収集を行う。

### 4-1 日本

#### 4-1-1. 物理的な法・制度

日本でのバリアフリーに関連する主な法律等として「バリアフリー新法」や「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン(以下、バリアフリー整備ガイドラインとする)」<sup>11)</sup>が挙げられる。「バリアフリー新法」については 3-2 に記載している。「バリアフリー整備ガイドライン」は、公共交通事業者等が新たに旅客施設や車両等を整備する際や、役務を提供する際に、高齢者・障害者等をはじめとする多様な利用者のニーズに応じるための在り方を示した目安である。

#### 4-1-2. 人的な法・制度<sup>2)</sup>

日本では 2017 年 2 月にユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定により、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が作成され、「心のバリアフリー」を体現する 3 つのポイントが示された。

1. 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
2. 障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないように徹底すること。
3. 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とのコミュニケーションをとる能力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

#### 4-1-3. 地下鉄及び鉄道

3-3 で取り上げた主要な鉄道事業者のうち、ここでは JR 東日本<sup>12)</sup>に着目する。

##### ① 駅の設備

駅構内には、身体の不自由な人も利用しやすいよう「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基準に基づき、対象の駅を優先的にエレベーター・スロープ・多機能トイレ・エスカル(車いす用階段昇降機)・改札口の拡幅がなされている。

##### ② 人的サポート

JR 東日本では車いす利用者に対し、係員がホームまでの案内や列車の乗降を手伝うこと等がホームページに記載されている。

4-2 韓国<sup>13)</sup>

## 4-2-1. マップ

① 韓国国内を走る KTX(韓国高速鉄道)<sup>14)</sup>

KTX は、2004 年に誕生した韓国の各主要都市を結ぶ超高速鉄道を指す。韓国に初めて導入された高速列車車両である KTX-I、KTX-I ではできなかった座席回転等を改善した KTX-山川、中央線開通に伴い韓国が単独で制作した商業用準高速鉄道車両である KTX-イウムの 3 種類の車両がある。路線図を次に示す。

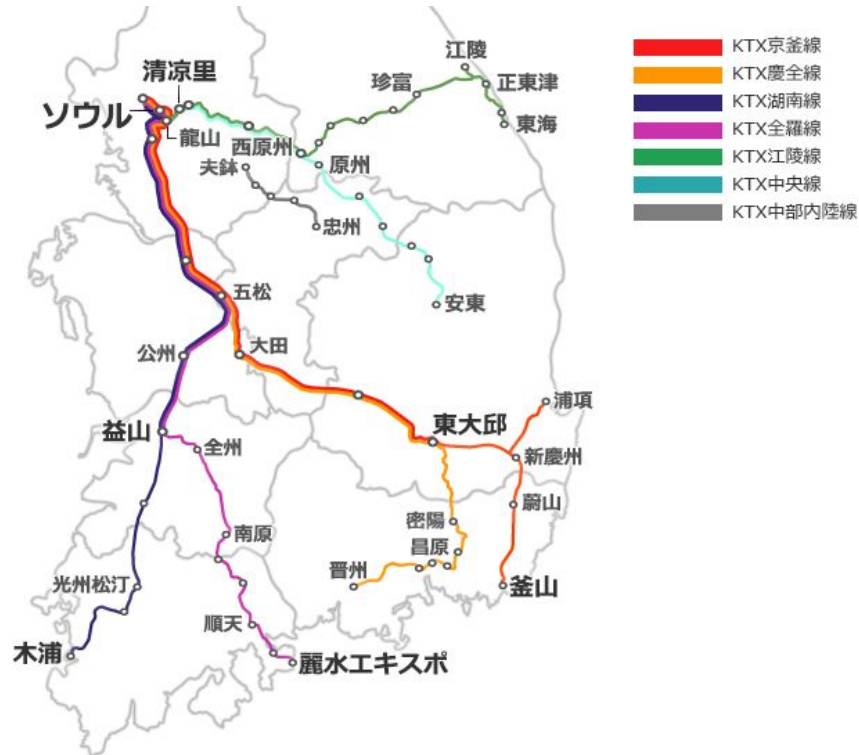


図3: KTX 路線図

② ソウル市内を走る地下鉄<sup>15)</sup>

ソウル市内を走る鉄道については、4-2-4 で詳細を記載する。

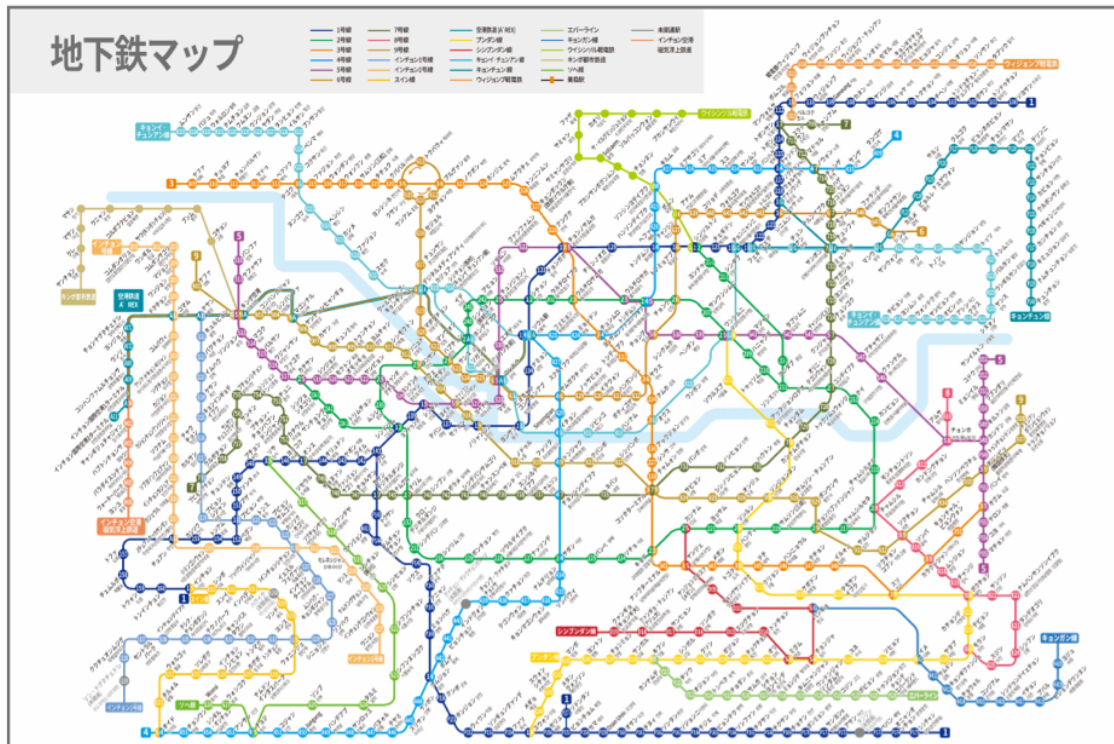


図4：ソウル市内地下鉄路線図

4-2-2. 物理的な法・制度<sup>13)16)</sup>

韓国で移動制約者の移動円滑化についての事項が導入された最初の法律は、1981年の「心身障害者福祉法」である。その後、1989年に「障害者福祉法」へと名称変更され、国・自治体に障害者便宜施設に対する対策策定が規定された。

2006年には「交通弱者の移動便宜増進法」が施行された。この法律の目的は移動制約者が安全で便利に移動できるように交通手段、旅客施設、道路に移動便宜施設を拡大させ、歩行環境を改善して人間中心の交通体系を構築するとされている。これにより、交通部分のバリアフリー施設の設置対象と設置基準が大幅に強化されている。この法律における第1次交通弱者移動便宜増進計画では、公共交通機関や旅客施設における設置すべきバリアフリー設備が示されており、鉄道車両では案内放送、車いす乗降設備、障害者アクセス可の表示などが挙げられる。

韓国には、便宜施設及び移動便宜施設のバリアの有無を第3者機関が評価・認定する「バリアフリー生活環境認定制度（以下、BF認定制度とする）」がある。ワンルートバリアフリー化を目指す法律とは異なり、BF認定制度では全ルートのバリアフリー化を目指しており、障害者と健常者がともに利用できるようにすることが大前提とされている。

#### 4-2-3. 人的な法・制度

2008年4月施行の「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」は、すべての生活領域での障害を理由とする差別を禁止し、障害を理由に差別された人の権益を救済することで、障害者の社会参加と平等権の実現を通じて、人間としての尊厳と価値を実現することを目的としている。ここでは、バリアフリーを技術的なレベルから、人権的なレベルへと転換している。

#### 4-2-4. 地下鉄及び鉄道

ここでは韓国ソウル市に着目する。ソウル市の地下鉄及び鉄道は、ソウル市が出資する公社が運営を行っている。地下鉄は1～9号線のうち、1～4号線はソウルメトロ、5～8号線はソウル都市鉄道公社、9号線はフランスのVeolia社が運営している。また、首都圏鉄道として、国鉄(KORAIL)が乗り入れる区間が一部ある。

##### ① 駅の設備

地下鉄(ソウル都市鉄道公社)のホームドアは1～9号線の全駅で設置が完了され、この時にホームと車両の段差も調整されている。エレベーターはソウル地下鉄の駅の約96%で設置がされており、構造的に設置困難な駅では車いすリフトが階段に設置されている。

##### ② 人的サポート

2008年から移動制約者配慮の「ワンストップケアサービス」を実施しており、有人改札で申し出を受け、職員・ボランティア学生・老人協会の派遣者いずれかが対応を行っている。また、職員に対し、障害や介助に関するエチケット講習が年2回行われている。

### 4-3 台湾<sup>17)</sup>

#### 4-3-1. マップ

##### ① 台湾高速鉄道路線図<sup>18)19)</sup>

台湾高速鉄道は2007年に開業した鉄道である。日本の独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(JR TT 鉄道・運輸機構)がプロジェクトの計画段階からかわり、日本の新幹線システムが使用されている。路線図を次に示す。



4-3-2. 物理的な法・制度<sup>17)21)</sup>

2007年に「心身障害者権益保障法」が「アクセシビリティ法」に名称変更され、①あらゆる身体障害者にとって移動しやすく、利用できる施設を設計・設置する②既存の建物については、監督官庁の内政部が改善命令を下すことができる③公共交通機関、交通インフラ及び施設、並びに公営駐車場については、交通部(運輸省)が、計画、促進及び監督を行う、ことが求められた。2008年には、バリアフリー環境に関する項目が追加された。

台北市のバリアフリーに対する取り組みとして、高齢者及び心身障害者のバス及び地下鉄優待制度や、視覚障害者支援サービス等がある。

## 4-3-3. 人的な法・制度

『アジア諸国等のバリアフリーに関する情報収集と調査 報告書 平成24年3月 交通エコロジー・モビリティ財団』から見つけられなかった。

## 4-3-4. 地下鉄及び鉄道

地下鉄及び新交通システムを運行している台北メトロでは、バリアフリー施設設置基準に基づいたバリアフリー設備が整備されている。

## ① 駅構内・車両

駅構内には自動改札やメトロの全駅にエレベーターの設置、車いす使用者待ち合わせスペース、ホームドア等がある。車両には車いすスペースや優先席、列車情報システム、車両外標識が整備されている。

## ② 人的サポート

職員の接遇・介助の教育に力が入れている。職員が乗降車時に改札まで案内をしている。また、主要な駅には利用者の案内を行うボランティアが配置されている。

## 5. 考察

アジアにおいて多くの人は移動の際に公共交通機関、特に身近である鉄軌道を利用する。しかし鉄軌道を利用する際には、切符の購入やホームまでの道のりなど、様々なバリアに遭遇する。また、現在の私にとっても鉄道は身近な移動手段であることから、鉄軌道を利用する際に生じ得るバリアについて理解し、バリアフリー化に向けた工夫の提示を行いたいと考えた。日本人にとって身近でまた、鉄道の設備や発達状況が似ていると考えられる韓国、台湾と比較することで、日本におけるバリアフリーの推進に影響を与える点があるのではないかと考える。

まず日本のハード面のバリアフリーについて、「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(以下、最終とりまとめとする。)<sup>22)</sup>」を挙げる。これは、令和2年度末が期限である「バリアフリー法」に基づく現行の基本方針を見直すことで、途切れることなくバリアフリー化を推進していくために検討がなされたものである。これによると、ホームドア・可動式ホーム柵

を駅やホームの構造・利用実態等を勘案し、優先度が高いホームでの整備加速化を目指し、鉄軌道駅全体で3,000番線、うち一日当たりの平均利用者数が10万人以上の駅で800番線を整備すること、駅施設・車両の構造等に応じて列車走行の安全確保を確認しつつ、可能な限りプラットフォームと車両乗降口の段差・隙間縮小の推進等を目標としている<sup>23)</sup>。一日当たりの平均利用者数が多い鉄軌道駅ではあるが、どんな人でも利用しやすい施設となるような環境が整いつつある。2021年の東京オリンピック開催に当たり、新幹線ホームでの隙間や段差を減らす整備があった。例えば、東京駅の東海道新幹線ホームでは、2021年6月に車両と駅ホームの段差や隙間を減らすため、ホームの端部をかさ上げし、くし状のゴム板部材が設置された<sup>24)</sup>。また、新幹線に座席数に応じて1編成に3～6席の車椅子を利用可能とする車椅子用フリースペースを導入するなど、正解最高水準のバリアフリー環境を有する高速鉄道の早期実現を目標に<sup>25)</sup>、東京オリンピック・パラリンピックを契機としてハード面でのバリアフリー設備が整われてきた。このような契機によりバリアフリー化が進むことで、障害者等の移動の制限を解消することにもつながる。

次にソフト面のバリアフリーについて考える。「バリアフリー新法」や「バリアフリー整備ガイドライン」で規定されているように、多様なニーズに応じるためには具体的な整備の在り方が必要である。しかし、物理的なバリアに対応していくためには、時間や費用を有する。物理的な整備によって対応し難い点については、人的なサポートが不可欠である。上述した最終とりまとめ<sup>23)</sup>は、一日当たりの平均利用者数が多い駅を対象に、バリアフリー化が推進されていく。しかし、日本では一日当たりの平均利用者数が最終とりまとめにあるような一日当たりの平均利用者数の基準に満たない駅や、無人駅なども存在する。そのような場所をバリアフリー化の対象外とすることは、障害者等の移動・行動を制限することにもつながり得る。このような鉄軌道駅ではハード面での支援は困難であるため、ソフト面の支援が必要である。鉄軌道を利用する障害者等からの事前の連絡は必要となるが、周辺の主要駅からの駅員の派遣や、4-3-4.②に記述した台北メトロ主要駅にいるようなボランティアを日本の無人駅等に派遣するなどの工夫により、ハード面では対応しきれないバリアをソフト面によりバリアフリー化することが可能となる。また、研究を進める上で、4-2-3や4-3-4に示した点から韓国と台湾では日本と比較し、人的なサポートが充実している印象を受けた。日本でもJRのように職員への研修が行われているが、その回数や具体的内容は示されていない。観光施設に向けて、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」があり、そこでは認定要件に年に1回以上のバリアフリーに関する教育訓練が含まれている。常時多くの人を利用する公共交通機関にも、このような制度があってもいいのではないかと考える。しかし、年に1回の研修では多様なニーズに対応を学ぶ事は困難である。そのため、「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン(以下、接遇ガイドラインとする。)」<sup>26)</sup>の障害別・場面を参考に年4回の研修を障害別と場面による2パターン提案する。

1つ目は障害別に分けた研修である。この接遇ガイドラインでは対象者を障害別に、高齢者、肢体不自由者・車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者・言語障害者、発達障害者・知的障害者・精神障害者、内部障害者、その他の7つに分類されている。それらを①高齢者、聴覚障害者・



言語障害者②肢体不自由者・車椅子使用者③発達障害者・知的障害者・精神障害者、内部障害者④視覚障害者、その他とすることで、場面に合わせた内容で研修を行うことが可能となる。

2 つ目は場面に分けた研修である。このガイドラインで場面は①予約、改札利用、切符購入②構内の移動③ホームの利用、乗降時、車内④乗り換え時の 4 つに分類されている。そのため、1 回の研修で 1 つ場面を取り上げ、7 つに分類されている障害別についてすべて対応を可能にするというものである

多様化するニーズに対応するためにも、接遇ガイドラインに示されている内容について一度でも研修を行うことで、ハード面のバリアをソフト面のバリアフリー化によりカバーできると考える。また、車いす利用者などのように、公共交通機関を利用するうえで困難が生じやすい人にとって、サービス介助士やボランティアなどが目に見える形で存在していることは、困難が生じた際に頼る先などがわかりやすく、より密接なサポートにつながるためにも必要である。

## 6. まとめ

本研究を行う中で、まずはバリアとは何かを認識し、それらを除去できるような制度を理解した。しかし、日本の制度の多くは物理的なバリアの除去に関するものが多く、人的なサポートによるバリアの除去は韓国・台湾と比較し、不十分であるという印象を受けた。ハード面とソフト面のバリアフリー化組み合わせにより、高齢者、障害者等問わず、様々な人が鉄軌道等公共交通機関を、困難が少なく利用できるようになることを望む。

## 7. 謝辞

私がこの研究をまとめることができたのは、ご指導してくださった伊藤英一博士のおかげである。心より感謝を申し上げます。

## 参考文献リスト

- 1) 国土交通省 総合政策局 安心生活政策課：障害ってどこにあるの？こころと社会のバリアフリーハンドブック,p.7  
<https://www.mlit.go.jp/common/001250069.pdf> 2021.7.1 閲覧
- 2) 首相官邸 政策会議：「心のバリアフリー」について  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020\\_suishin\\_honbu/udsuisin/program.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/udsuisin/program.html) 2021.7.1 閲覧
- 3) 国土交通省 警察庁 総務省：バリアフリー新法の解説 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律 ユニバーサルデザインの実現をめざして,p.3  
<https://www.city.kanuma.tochigi.jp/manage/contents/upload/57e6a2337e0e5.pdf> 2021.12.3 閲覧



- 4) 国土交通省 大臣官房広報課:国土交通 2011.12-2012.1 No.112 特集 バリアフリー  
で、まちがかわる,p.8~10 平成 23 年 11 月発行  
[https://www.mlit.go.jp/kohoshi/2011\\_12-2012\\_1/A3.pdf](https://www.mlit.go.jp/kohoshi/2011_12-2012_1/A3.pdf) 2022.2.26 閲覧
- 5) ことくらべ 「国鉄」と「JR」の違いって?  
<https://kotokurabe.com/jnr-jr/> 2022.2.26 閲覧
- 6) やどココ・ゆる〜と・バスルート:バスルート データ 全国の鉄道事業者  
<https://bus-routes.net/rail.php> 2022.2.18 閲覧
- 7) JR 東日本:車いすをご利用者のお客さまへ  
[https://www.jreast.co.jp/equipment/equipment\\_1/wheelchair/](https://www.jreast.co.jp/equipment/equipment_1/wheelchair/)  
2021.12.5 閲覧
- 8) JR 西日本:バリアフリー等の取り組み  
[https://www.westjr.co.jp/company/action/service/universal\\_design](https://www.westjr.co.jp/company/action/service/universal_design)  
2021.5.13 閲覧
- 9) そっと、さっと、あんしんを サービス介助士:サービス介助士 資格とは?  
<https://www.carefit.org/carefit/system/> 2021.12.5 閲覧
- 10) 国土交通省 観光庁:観光施設における心のバリアフリー認定制度  
[https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/innovation\\_00001.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/innovation_00001.html)  
2021.7.15 閲覧
- 11) 国土交通省:公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備  
ガイドライン  
[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_mn\\_000001.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_mn_000001.html)  
2021.12.5 閲覧
- 12) JR 東日本 駅の主な設備紹介  
[https://www.jreast.co.jp/equipment/equipment\\_1/station/](https://www.jreast.co.jp/equipment/equipment_1/station/)  
2022.3.4 閲覧
- 13) 交通エコロジー・モビリティ財団:アジア諸国等のバリアフリーに関する情報収集と調査報告  
書 p.37~ p.69 平成 24 年 3 月  
[https://www.ecomo.or.jp/barrierfree/report/data/24\\_03\\_asia.pdf](https://www.ecomo.or.jp/barrierfree/report/data/24_03_asia.pdf)  
2021.12.5 閲覧
- 14) 韓国が始まる、韓国が広がる。KONEST 韓国高速鉄道 KTX  
[https://www.konest.com/contents/traffic\\_info\\_detail.html?id=1230](https://www.konest.com/contents/traffic_info_detail.html?id=1230)  
2022.2.19 閲覧
- 15) VISIT SEOUK.NET ソウルの交通手段  
<https://japanese.visitseoul.net/transportation> 2022.2.19 閲覧

- 16) 小林昌之編:『アジアにおける障害者のアクセシビリティ法制』、p.11～p.31、調査研究報告書、アジア経済研究所、2017年  
[https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Reports/InterimReport/2016/pdf/C32\\_ch01.pdf](https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Reports/InterimReport/2016/pdf/C32_ch01.pdf) 2022.2.22 閲覧
- 17) 交通エコロジー・モビリティ財団:アジア諸国等のバリアフリーに関する情報収集と調査 報告書 p.82～p.114 平成24年3月  
[https://www.ecomo.or.jp/barrierfree/report/data/24\\_03\\_asia.pdf](https://www.ecomo.or.jp/barrierfree/report/data/24_03_asia.pdf) 2021.12.5 閲覧
- 18) JRJT 鉄道・運輸機構 鉄道海外発展・技術協力の具体的取組  
<https://www.jrjt.go.jp/overseas/cooperation.html#p1> 2022.2.26 閲覧
- 19) 日本旅行 台湾鉄道の旅  
<https://www.nta.co.jp/kaigai/asia/taiwan/transport/> 2022.2.19 閲覧
- 20) 台北市政府観光伝播局 台北 MRT  
<https://www.travel.taipei/ja/information/mrt> 2022.3.5 閲覧
- 21) 認定 NPO 法人 DPI 日本会議「台湾の障害者権利条約実施法、国内審査の仕組みについて学習会を行いました」  
<https://www.dpi-japan.org/blog/workinggroup/crpd/台湾の障害者権利条約実施法、国内審査の仕組み/> 2022.2.22 閲覧
- 22) 国土交通省 バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標の最終とりまとめを公表します！～2021年度以降のバリアフリー目標の整備に向け、最終とりまとめを公表～  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09\\_hh\\_000260.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000260.html) 2022.3.5 閲覧
- 23) バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)  
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001387557.pdf> 2020.3.5 閲覧
- 24) 朝日新聞 DIGITAL 新幹線ホーム、隙間や段差を減らす対策 オリパラ見据え  
<https://www.asahi.com/articles/ASP6K6JYDP6KUTIL02P.html> 2021.11.1 閲覧
- 25) 国土交通省 新幹線の新たなバリアフリー対策について  
<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001370261.pdf> 2022.3.5 閲覧
- 26) 国土交通省:公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン p.50～77 平成30年5月  
<https://www.mlit.go.jp/common/001236569.pdf> 2021.7.21 閲覧

# 障害学生の就職活動における 化粧支援に関する研究

長野大学 社会福祉学部社会福祉学科 4 年

畠山 咲

## 目次

1. はじめに	1
2. 目的	1
3. 方法	2
4. 結果	2~4
5. 考察	4~6
6. まとめ	6
7. 謝辞	6
付録	7~8
参考文献	9

## 1.はじめに

2020 年度の情報バリアフリーラボでは、肢体不自由者における化粧支援の重要性について調査研究を実施した。当事者への聞き取り調査や作業療法分野における化粧療法についての論文詳読、自助具や機能性の高い化粧品について調査を行った。さらに、SST(ソーシャルスキルズトレーニング)とSSPC(生活と化粧を関連づけた社会参加支援プログラム)の比較検討から、どちらも QOL の向上や日常的な意欲・気持ちの安定につながる効果があることから、双方を組み合わせ、当事者が化粧技術を習得でき、社会との関わりが開かれる支援の必要性を提案した。そして、化粧を行うことは社会参加や生きがい形成につながるため、福祉分野において化粧支援を行うことは重要であると述べた。

今年度(2021 年度)の研究をはじめにあたり、昨年度に引き続き、障害者の化粧支援について深めていきたいと感じていた。自分自身が最終学年となり就職活動の一環として、普段とは違ったナチュラルなメイクをするためにインターネットを利用し、情報収集に徹したことを思い浮かべた。マイナビの記事<sup>1)</sup>によると、54.4%の学生が就職活動を機にメイクを変えており、就職活動に向けた化粧支援が同世代の若者にとって大切なキーワードであると考えた。普段の化粧、いわゆる「自分ウケの化粧」と、就職活動における「他者からみられる化粧」は異なるものであると感じた。そこで、昨年度の研究成果を発展させ、化粧の目的などについてより具体的に検討し、「障害者のための就活メイク」、特に同世代である新卒者への化粧支援に焦点を当てて調査を行うことにした。

## 2.目的

企業が考える学生の「優秀さ」についての調査<sup>2)</sup>では、「身だしなみや見た目・雰囲気」と回答した企業は35.2%であった。第一印象は6秒で決まるとも言われるように、少なからず、就職活動において見た目を整えたり、好印象になるよう清潔さを意識したりすることは必要となってくる。また、新型コロナウイルスの影響により、オンラインで説明会やオンラインでの面接試験を実施する企業も多くみられた。朝デジ就活ナビのコラム<sup>3)</sup>では、「オンライン採用選考 企業はこんなところを見ている」と題し、オンライン面接においても対面面接と同様に印象が重要であり、服装や身だしなみ、部屋の明るさ等を確認し、事前に準備する必要があるとの記述があった。コロナ禍を契機にオンライン化が進み、さらに身だしなみや他者からのみられ方を意識する人が増えたように思われる。

一方で、就職活動時における女性への化粧の強要等、慣習や風潮に疑問を投げかける意見があることも事実である。近年では、性の多様性やジェンダーレス化が広がり、化粧を行うことは性別によって限定されるものではなくなっている。また、どのような職業や職場で働きたいかによって、化粧の必要性も変化してくる。本研究では、就職活動における化粧をマナーとして強要するのではなく、自己実現や自信をもつための化粧という視点に焦点を当て調査を行い、障害学生の就職活動支援における化粧支援の有効性について明らかにすることを目的とする。

### 3.方法

まず、就職活動において第一印象が重要なことから、対人的コミュニケーションにおいて人の見た目がどのような影響をもたらすのか調査する。非言語的コミュニケーションの効果を述べた書籍『人は見た目が9割』<sup>4)</sup>や、外見の情報が他者へ与える影響を述べた論文『顔の印象と対人影響』<sup>5)</sup>などを詳読する。コミュニケーションをとる際に人の見た目が与える影響については「4-1.人の見た目について」で述べる。

次に、特別支援学校や就活生(=就職活動中の学生・生徒)に向けた身だしなみ講座やセミナーを開催している企業についてインターネット等を用いて調査する。企業のホームページを閲覧したり、朝日新聞データベースを用いて、「身だしなみ講座」「就活」などのキーワードで検索したりし、企業の活動実績について調査する。企業の具体的な活動については「4-2.企業の取り組み」で述べる。

そして、厚生労働省や文部科学省が公表している「令和2年における大学卒業者の就職率」と独立行政法人日本学生支援機構が公表している「令和2年度における障害学生の就職率」について調べ、比較検討する。さらに、特別支援学校高等部卒業者の進路について調査する。上記については「4-3.一般学生と障害学生の就職率の比較(大学等卒業者)」と「4-4.特別支援学校高等部における卒業後の進路について」で述べる。

### 4.結果

#### 4-1.人の見た目について

人との対面コミュニケーションでは、非言語コミュニケーションが約9割を占めるとされている。具体的な数値をみると、顔の表情が55%、声の質(高低)・大きさ・テンポが38%、話す言葉の内容が7%であり、93%は身だしなみや仕草を含んだ「見た目」に関与していることが分かった。このことから、人の「見た目」が対人コミュニケーションにおいて、大きな影響を与えていると言える。

さらに、顔の印象と対人的影響について、疑似の面接場面を作り、候補者の中からどのような人物が採用されやすいか検討した実験<sup>5)</sup>がある。面接では、仕事の中身に適した特性を持ち合わせていやすい集団の一員であることと候補者の外見の魅力度の2種類の情報を提供した。その結果、仕事の内容に関連した情報より、外見が魅力的な候補者のほうが採用されやすいとの結果であった。また、実際の面接場面での候補者の印象は所属集団の一員であるとの情報から影響を受けるより、候補者の外見の印象が大きく影響していることが示された。このことから、「見た目」が相手に与える印象として大きく影響を及ぼしていると言える。

#### 4-2.企業の取り組み

様々な企業が特別支援学校や新卒者を対象に身だしなみ講座を開催している。インターネットを検索して得られた企業の取り組みについて以下に紹介する。(五十音順)

株式会社カネボウ化粧品<sup>6)</sup>は視覚特別支援学校が実施している「身だしなみ講習会」への支援を2016年から実施している。特別支援学校高等部3年生を対象に、スキンケアやメイク方法、整髪、ハンドケアなどの方法について講習会を開催している。自宅でも簡単に自立的に実施できるように、視覚に頼らない手段や使いやすいアイテム、点字シールなどを活用している。

株式会社資生堂<sup>7)</sup>は特別支援学校、障害者施設、児童養護施設、母子生活支援施設などを対象に、基本的な身だしなみを学べる「ライフクオリティービューティーセミナー」を実施している。学生が対象の「フレッシュコース」では、色のもたらす効果やスキンケア方法、メイク方法、表情トレーニングなど、新社会人として役立つ基本的な身だしなみについて学ぶことができる。

株式会社ファンケル<sup>8)</sup>は社会活動の一環として、1988 年より視覚障害者や特別支援学校、シニアに向けた「身だしなみセミナー」を無料で実施している。特別支援学校向けの「身だしなみセミナー」では、身だしなみとは何かという説明から始まり、スキンケアやメイク、整髪、ネクタイの締め方など実践を交えて学ぶことができる。特別支援学校の生徒たちが、自信をもって社会人としての一步を踏み出せるようにサポートを行っている。



図1 身だしなみセミナーの様子（株式会社ファンケル HP より 2021 年 5 月 21 日閲覧）

株式会社マダム<sup>9)</sup>は特別支援学校や就活生向けに「身だしなみセミナー」<sup>10)11)</sup>を実施している。「身だしなみ」と「おしゃれ」の違いのポイントを講義方式で説明し、洗顔や整髪、ボディペーパーを使った身体のおい・べたつきのふき取り方などのケアについて体験を交えて学ぶことができる。

#### 4-3. 一般学生と障害学生の就職率の比較(大学等卒業生)

厚生労働省の調査<sup>12)</sup>によると、令和 2 年 3 月大学等卒業生の就職率は 98.0%であった。前年度同時期と比較すると、0.4 ポイント上昇し、調査開始以降同時期では過去最高となった。

また、独立行政法人日本学生支援機構の調査<sup>13)</sup>によると、令和 2 年度における最高学年次(大学:4 年次及び 6 年次、短期大学:2 年次(3 年制の場合は 3 年次)、高等専門学校:5 年次をいう)に在籍していた障害学生の就職率は 83.5%であった。

#### 4-4. 特別支援学校高等部における卒業後の進路について

文部科学省の調査<sup>14)</sup>によると、特別支援学校高等部(本科)を平成 30 年 3 月に卒業した者は 21,657 人

であり、卒業後の進路として社会福祉施設等入所・通所者が 13,241 人(61.1%)で最も多かった。次いで、就職者が 6,760 人(31.2%)、進学者が 427 人(2.0%)、教育訓練機関等入学者が 342 人(1.6%)であった。

さらに、厚生労働省の調査<sup>15)</sup>によると、令和 2 年 3 月に特別支援学校を卒業した者は 22,515 人であり、企業等に就職した者は 7,204 人であった。また、障害福祉サービスを利用している者は 13,269 人であり、そのうち就労系障害福祉サービスを利用している者は 7,705 人であった。単純に計算するならば就職率 31.9%(7,204/22,515 人)であり、就職(福祉的就労を含む)を希望している者すべてを含めて 66.2%((7,204+7,705=14,909)/22,515 人)となる。

## 5. 考察

大学生の就職活動では、面接などの対人コミュニケーションの場面があり、人の見た目は少なからず影響を与えている。そのため、「第三者からどう見られているか」が重要となっており、自分自身を客観視する力が必要となる。結果「4-3.一般学生と障害学生の就職率の比較(大学等卒業者)」では、一般学生と障害学生の就職率の差は約 15%と障害学生における就職率の低さが浮き彫りになった。さらに、結果「4-4.特別支援学校高等部における卒業後の進路について」では、特別支援学校高等部においても一般企業に就職する者はかなり少なく、障害のある生徒や学生への就労支援のさらなる強化が必要であると分かった。もちろん、法定雇用率や職場環境のバリアフリー化、ジョブコーチなど障害者の就労支援策は多岐にわたるため要因としてはわずかであるが、障害のある求職者にとって身だしなみや第一印象に関わる化粧支援が重要な役割を果たすはずである。

そこで、就職活動における化粧支援を行うにあたり、必要となる事項を 3 つ述べる。

1 つ目は、実習を交えたサービスと情報の提供である。結果「4-2.企業の取り組み」で述べたように、様々な企業が新卒者に向けて身だしなみ講座を行っており、その中で化粧の方法を丁寧にレクチャーしている。参加者からは、「初めて化粧をし、ほめられて嬉しかった」「講座で学んだことを活かして色々なメイクに挑戦していきたい」という感想が述べられていた。このことから、化粧を実践的に学べる場が必要であると考えた。普段から化粧をしていたとしても、自己流になってしまいがちである。どのような化粧が就職活動の場に適しているかわからない人も多いだろう。身だしなみ講座では、専門的な方々から研修を受けることで正しい知識を身に付け、身だしなみの重要性を認識できる。身だしなみ講座で学んだことを基に、自身で化粧の経験を積むことで、自信がつき、就労意欲や就職活動のモチベーション向上につながると思った。障害学生への化粧支援に焦点を当て、企業や社会福祉法人、学校などが連携し、身だしなみ講座などのサービスを提供していくことが必要である。さらに、そのようなサービス提供を行っていることの情報を広め、普及していくための努力が必要である。近年では、SNS を活用しながら PR をしている企業も多くみられる。情報発信の媒体を工夫したり、同世代のインフルエンサーを活用したりするなど、若者世代の目にとまるように考慮していく必要がある。障害者の化粧支援という限定的な内容であるからこそ、知ってもらうきっかけづくりとして情報提供を工夫していくことは重要である。



2つ目は、個別対応である。障害は身体障害、知的障害、精神障害などにわけられる。そのなかでも障害の程度や症状は個人によって異なり、それぞれに合わせた支援が必要になる。例えば、上肢に運動機能障害がある学生には、機能に応じた自助具や使いやすい化粧品(容器)を活用するなどの配慮が必要であるが、情報が無いということから本人があきらめてしまうことも多い。また、4-2 で述べた企業の取り組みでは、ほとんどの身だしなみ講座が学校や施設などを単位とした集団での実施である。なかには、集団での活動にストレスを感じてしまう場合もあるため、1対1での化粧支援の実施も必要と考える。このような課題がある中、個別支援を実現するために、地域の社会資源の活用が重要である。それぞれの障害に対応する自助具制作等をメーカーに依頼することは、コスト面などを考慮すると現実的ではない。また、施設職員の化粧技術は未知数であるため、施設職員が講師として化粧支援を行うことは難しい。そこで、地域で働く美容師や身だしなみについて知識があるボランティアなどを活用することを提案する。メーカーや企業に比べ、柔軟性があるため、小規模での化粧支援の実施や一人ひとりの障害特性に合わせた対応が可能である。

3つ目は、情報通信技術 IT の活用である。近年では、スマートフォンのアプリや AI 診断などを活用し自身の化粧をバーチャルで体験できるコンテンツが広まっている。例えば、株式会社花王のブランドである「KATE」<sup>16)</sup>では、LINE で友達登録をすると「KATE SCAN」という顔タイプ診断を無料で受けることができる。顔のパーツを分析し、その結果を踏まえ自分に似合う化粧について知ることができる。「付録」の図 4 にあるように、AI が数秒で顔を分析する。分析の結果、図 5 のように 8 つの顔タイプのなかから診断を受けることができる。さらに、図 6 のように、目の角度や中顔面比、目と鼻の比率など部位別に詳細な分析結果を知ることができる。

また、株式会社井田ラボラトリーズのブランドである「CANMAKE」<sup>17)</sup>では、公式ホームページにてベースメイクやポイントメイクなど、具体的に自分の顔画像を利用したバーチャルメイクを体験することができる。「付録」の図 7 のように、画面上にある商品を選択し、自由に化粧を試すことができる。いくつかのポイントメイクを選択した後、図 8 にあるように、全体のバランスを確認したり、商品詳細を見たりすることができる。



図 2 KATE SCAN



図 3 CANMAKE メイクアップシュミレーション

これらは、人がサポートをしてくれる訳ではなく遠慮が不要であり、また時間や場所といった物理的環境にも左右されない等、多くのメリットがあり、障害学生への化粧支援においても有効に活用できると考える。障害により外出が困難であったり対人コミュニケーションが苦手であったりする場合、自宅などから移動せず、また人と接触することなく化粧を体験することができる。手軽に化粧をした自分の姿をイメージでき、画面上で様々な化粧品を試すことが可能となる。化粧支援において情報通信技術 IT を活用していくことで、前段落で述べた障害特性に合わせた個別支援にもつながり、非接触型の化粧体験として有効性が高いと考える。

## 6.まとめ

自身が就職活動において化粧の方法を悩んだことをきっかけに、障害学生の就職活動における化粧支援について調査を行った。人に与える印象に「見た目」が影響していることを述べ、化粧の活用が有効であると結論づけた。また、障害学生の就職率の低さが明らかになり、自己肯定感を高め、自信をもって就職活動を行う後押しができるよう、様々な化粧に関する社会資源を活用していくことが求められると感じた。今回の研究では、新卒者に向けた支援についてまとめたが、化粧支援はリワーク支援においても活用できると考える。これからも自己実現のための化粧支援について研究を続けていきたい。

## 7.謝辞

最後に、この研究を進めるにあたり、また論文として形にすることができたのは、ご指導してくださった伊藤英一博士、昨年度から当事者としてのアンケート等でご協力していただいた A 様のおかげです。心からの感謝の気持ちとお礼を申し上げたく、謝辞に代えさせていただきます。

付録

OKATE SCAN

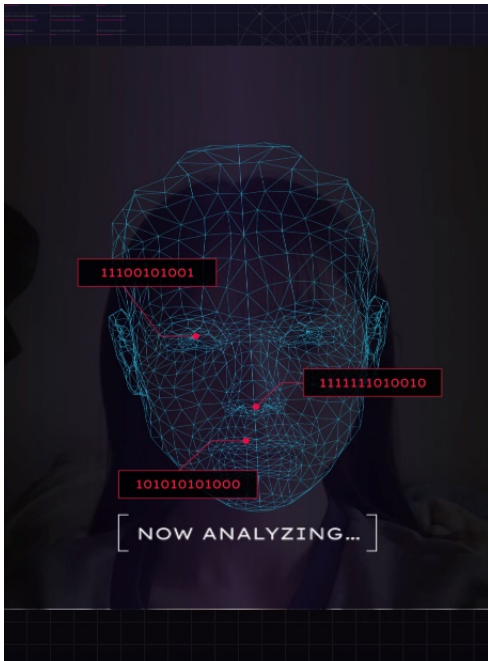


図 4 顔タイプ分析の様子



図 5 分析結果



図 6 部位別分析結果

OCANMAKE メイクアップシュミレーション

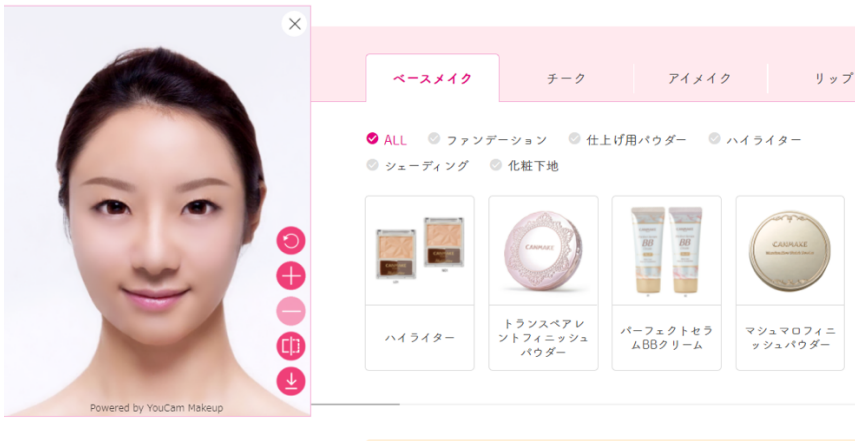


図 7 メイクアップシュミレーション before



図 8 メイクアップシュミレーション after

## 参考文献

- 1) マイナビ 学生の窓口就活スタイル:『就活メイクをワンランクアップ!プロが教える「好印象顔」の作り方』  
(2021.5.7 閲覧)  
<https://gakumado.mynavi.jp/style/articles/54634>
- 2) 朝日新聞:2018 年 7 月 23 日朝刊 23 ページ
- 3) 朝デジ就活ナビ:「オンライン採用選考 企業はこんなところをみている」(2021.10.17 閲覧)  
<https://www.asahi.com/shukatsunavi/articles/SDI202102176110.html>
- 4) 竹内一郎:人は見た目が 9 割、新潮新書、2005 年
- 5) 山本真理子:顔の印象と对人的影響、日本化粧品技術者会誌第 34 巻第 4 号、p.351-358、2000 年
- 6) 株式会社カネボウ化粧品:視覚特別支援学校でのみだしなみ教室の運営協力(2021.5.28 閲覧)  
[https://www.kanebo-cosmetics.co.jp/company/csr/community\\_30.html](https://www.kanebo-cosmetics.co.jp/company/csr/community_30.html)
- 7) 株式会社資生堂:資生堂ライフクオリティービューティーセミナー(2021.5.28 閲覧)  
<https://corp.shiseido.com/seminar/jp/social/index.html>
- 8) 株式会社ファンケル:ファンケルセミナー(2021.5.20 閲覧)  
<https://www.fancl.jp/csr/seminar/index.html>
- 9) 株式会社マンダム:CSR Information 支援学校(高等部)・高等支援学校にて「身だしなみ教室」を開催  
しました(2021.5.20 閲覧)  
[https://www.mandom.co.jp/csr/latestinfo/20190425\\_01.html](https://www.mandom.co.jp/csr/latestinfo/20190425_01.html)
- 10)朝日新聞:2020 年 1 月 19 日朝刊 31 ページ
- 11) 朝日新聞:2019 年 2 月 26 日朝刊 35 ページ
- 12)厚生労働省:令和 2 年 3 月大学等卒業者の就職状況(2021.10.24 閲覧)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11810.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11810.html)
- 13)独立行政法人日本学生支援機構:令和 2 年度(2020 年度)大学、短期大学及び高等専門学校における  
障害のある学生の就学支援に関する実態調査結果報告書、2021 年、p.67
- 14)文部科学省:卒業者の進路状況(平成 30 年 3 月卒業生) 特別支援学校高等部(本科)卒業後の状況  
(国・公・私立計) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/013.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/013.htm)
- 15)厚生労働省:障害者の就労支援対策の状況  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai-shahukushi/service/shurou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai-shahukushi/service/shurou.html)
- 16)KATE 公式ホームページ:<https://www.nomorerules.net/>
- 17)CANMAKE 公式ホームページ:<https://www.canmake.com/>



# 視覚障害者による美術鑑賞の可能性と 必要な環境の保障に関する研究

長野大学 社会福祉学部社会福祉学科 3年

山田 涼夏

## 目次

1. はじめに	1
2. 目的	1
3. 視覚障害・美術鑑賞とは何か	2～ 3
4. 調査方法	3～ 4
5. 結果	4～ 8
6. 考察	8～10
7. まとめ	10～11
8. 謝辞	11
参考文献	12～13
付録	14～18



## 1. はじめに

私は障害者支援に関わるゼミナール研究を始めるにあたって、人生を楽しむために多くの人が活用している娯楽活動に着目しようと考えた。こう考えたのは、障害を理由にやりたいことを諦めてしまう人がいない社会になってほしいという思いがあったからである。私は、大学入学時に大学の案内パンフレットに書かれていた「障害の有無に関わらずふつうの人として暮らすことのできる社会をつくる」という一文を見て、ふつうの人とはどんな人なのか、どうしたらそのような社会をつくっていけるのかについて疑問を持った。大学入学当時のクラス担当教員で、本研究の指導者でもある伊藤英一博士とのディスカッションの中で、「ふつうの人」とは「やりたいことをやりたいときにできる人」であり、障害によって生じる様々なバリアを解消していくことが必要だと学んだ。障害者の日常生活に関わる支援の必要性は認知されやすく、研究も進められている。しかし、娯楽活動は日常生活に必ずしも必須ではないため、優先度が低く、関心も少ないように感じる。障害があっても娯楽を当たり前を楽しむための必要なことを調査研究し、障害者の娯楽活動に対する認知や関心が少しでも広まることを期待したい。娯楽活動のなかでも今回の研究テーマとして私が思い浮かんだことは「視覚障害者の美術鑑賞」である。伊藤亜紗著『目の見えない人は世界をどう見ているのか』<sup>1)</sup>を読んで興味を持った内容であり、特に「視覚に障害のある人との鑑賞ツアー」について具体的に体験してみたいとも考えた。視覚に障害がある人となない人が対話をしながら一緒に美術館へ出向き、お互いに新たな発見をしながら鑑賞するという、支援する側、される側ではない、とても魅力的な内容であった。視覚障害者の美術鑑賞に関する研究を通して、一定のイメージで縛られがちな障害者と娯楽活動の新しい関係性についても探っていきたい。

## 2. 目的

2018 年 12 月に成立した『ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律』には、「第二条 三 ロ 障害者、高齢者等が、その個性と能力を十分に発揮し、政治、経済、教育、文化芸術、スポーツその他あらゆる分野における活動に参画する機会が確保されること」、「第二条 三 二 障害者、高齢者等が、円滑に必要な情報を取得し、及び利用することができること」、「第二条 三 ホ 施設、製品等を障害者、高齢者等にとって利用しやすいものとすることにより、社会的障壁を感じさせないこと」と示されている。さらに、2013 年 6 月に制定、2021 年 5 月に改正された『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』第一章総則の目的では、「第一条(前略)障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」とある。近年の動向から、障害の有無や年齢に関わらず誰もが権利を行使できるよう積極的に社会の環境改善や工夫を行うことが求められていることがわかる。一見楽しむことが難しいと感じられる視覚障害者の美術鑑賞ではどのような環境の工夫が効果的であるのかを研究することを通して、美術館が視覚障害の有無に関わらず楽しめる場所であることを社会的に認知してもらい、障害者の娯楽活動の選択肢を増やすきっかけになることを期待する。

### 3. 視覚障害・美術鑑賞とは何か

視覚障害者の美術鑑賞について検討していくにあたり、まずは「視覚障害」と「美術鑑賞」とはどのようなことなのかを確認したい。

#### 3.1 視覚障害について

視覚障害とは、眼鏡やコンタクトレンズでの矯正が難しい視力・視野の障害があり、日常生活に支障が出ている状態をいう。症状により盲とロービジョン(弱視)に分けられる。盲は光覚弁(物の有無や影がわかる)・手動弁(目の前の手を振る動きはわかる)・全盲(明暗さえ識別できない)の三つに分類されるが、全く視力がない状態をいう。ロービジョン(弱視)は全く見えないわけではなく、何らかのかたちで視力を利用しているが日常生活に支障や制限がある状態をいう。ロービジョン(弱視)の見えにくさは、ぼやける、視野が狭い、視野の一部が欠けている、視界が歪んで見える、まぶしいところで見えにくい、暗いところで見えにくい、立体感が欠けるなど疾患の種類や周囲の状況によって様々である<sup>2)</sup>。ロービジョン(弱視)といっても見えにくさが違うということ認識し、「目で見える」ための必要な配慮は人それぞれ違うということ踏まえる必要がある。また、厚生労働省「身体障害児・者実態調査結果(平成 18年7月 1 日調査)」<sup>3)</sup>によると、全国の視覚障害者の推計は 31万人である。そのうち、点字ができると答えた人の割合は 12.7%である。視覚障害の支援のひとつとして点字の認知度は高いと思われるが、実際に点字を使える人の割合は少ない。そのため、点字に加えて拡大や強調(コントラスト)など視覚的な配慮を含め、その他の有効な支援の必要性を社会に広めることが課題である。

#### 3.2 美術鑑賞について

多くの人々がイメージする美術鑑賞とは、美術館などへ出向き、作品には手を触れず静かに眺める形態が一般的であろう。美術作品を眺めながらその作品の情報や雰囲気を読み、作品に対して感動したり不思議に思ったり、自分なりの感想を持ちながら楽しむ。このように、一般的な眺めながら「自分なりに静かに楽しむ」という鑑賞方法は個人の視覚に依存しながら行っている。しかしながら、そのような楽しみ方のイメージとは別の視点も含めて美術鑑賞とは何かを考えてみたい。美術鑑賞とは、作品を目で見ることのほかにも、触ったり、聴いたり、嗅いだり、という様々な感覚を使いながら作品の情報や雰囲気を読み、作品を体感することであると考えることができる。鑑賞者がさまざまな感覚を使って作品を体感するためには、単なる「情報保障」以外に「鑑賞保障」も必要である。

「情報保障」とは、作品の作られた年代、時代背景、作者の情報、作品の大まかな風貌など言語化できる客観的な情報の取得を保障することである。情報の保障について「障害者の権利条約 第二十一条」では、障害者にとって利用しやすい形で情報を受け取れるようにするよう求められている。また、内閣府でも障害者基本法等に明記するか検討がされており、情報保障についての必要性は認知されている。

一方「鑑賞保障」とは、鑑賞者一人一人が、言語化できないような情動をわき上がらせながら鑑賞できる環

境を保障することである。この鑑賞保障は、障害の有無や国籍に関わらず誰にでも提供されるべきものである。本論文で研究の対象としている視覚に障害がある人の場合、視覚情報がなくても情動がわき上がってくるような環境が必要である。例えば、一つの作品に対して色々な人の意見を聴き、それらの意見をもとに「見えないけど、たぶん自分はその作品に対してこう思うだろう」と視覚障害者自身が作品の印象を構築できるような環境である。情報保障に比べて鑑賞保障についての認知は少なく定義はないが、本論文ではこのように情動をわき上がらせながら鑑賞できる環境を保障することを鑑賞保障とする。

この情報保障と鑑賞保障の二つの面から視覚障害者の美術鑑賞について調査し、視覚情報の収集ができない、あるいは難しい人の美術鑑賞にどんな配慮が必要なのかを考える。

## 4. 調査方法

美術鑑賞における情報保障と鑑賞保障について、インターネットを用いた検索により現状把握と現地調査に向けた予備調査を行った。予備調査から洗い出した調査項目を基に長野県立美術館で現地調査を行った。

### 4.1 予備調査の方法

まず、情報検索サイト google を用いて「視覚障害者 美術鑑賞」と検索をすると大量のリストを見ることができた。(2022 年 2 月現在約 441000 件ヒット)

「視覚障害者 美術鑑賞 配慮」、「視覚障害者 美術鑑賞 音声ガイド」「視覚障害者 美術鑑賞 ユニバーサルデザイン」などと絞り込んでいくことにより、以下のような情報を見つけることができた。

- ア) 当事者から見た美術館でしてほしい配慮について
- イ) iPad などのカメラ機能を用いての鑑賞、作品のデータ化について
- ウ) 骨伝導ヘッドフォンを活用した音声ガイドによる鑑賞について
- エ) トーキングサインによる経路案内の取り組みについて

これらの予備調査で得た情報から、現地調査での調査項目を以下のようにした。

1. 経路案内の方法について
2. 視覚障害者の美術館利用状況
3. 鑑賞方法の工夫について
4. 音声ガイドについて

## 4.2 現地調査の方法

予備調査を基に、実際に美術館ではどんな取り組みがなされているのかを知るため、長野県立美術館<sup>4)</sup>にて現地調査を行った。

現地調査を行うにあたり、長野県立美術館での特徴的な企画を中心にそれらの情報収集を行った。2021年11月3日に「トークフリーデー」<sup>5)</sup>という、展示室内で作品の感想を自由に話しながら鑑賞を楽しむことができる日に、視察と担当の方からの聞き取り調査を行った。また、アートを楽しむきっかけになる「ひらくツール」<sup>6)</sup>の体験と音声ガイドの体験を行った。

## 5. 結果

### 5.1 予備調査の結果

ア) 当事者からみた美術館でしてほしい配慮について

視覚障害当事者の立場からみた博物館での鑑賞時にしてほしい配慮について、筑波大学附属盲学校教諭の青松利明の論文<sup>7)</sup>を参考に情報収集をした。まずはじめに、施設内の経路案内についてである。大規模な施設の場合、単独での利用が困難であるため、点字ブロック(図1)などのハード面又はスタッフによる案内などソフト面での工夫が必要である。また、順路がわかりにくいため、手すりや足下の誘導路があると便利で、さらに手すりにボタンがついていて音声案内が聴けるとわかりやすいそうである。次に情報を取得する方法についてである。事前に情報収集をしていく際に用いるホームページは、情報にアクセスしやすい工夫がしてあり、パンフレットは訪れた視覚障害者がそれぞれのニーズに応じたものを受け取れると良いそうである。また、触察する際に展示物に手の油が染み込み悪影響を与えてしまうため手袋が用意されていることが多いが、極めて薄いビニル(図2)のものだと感触が良く分かるそうである。

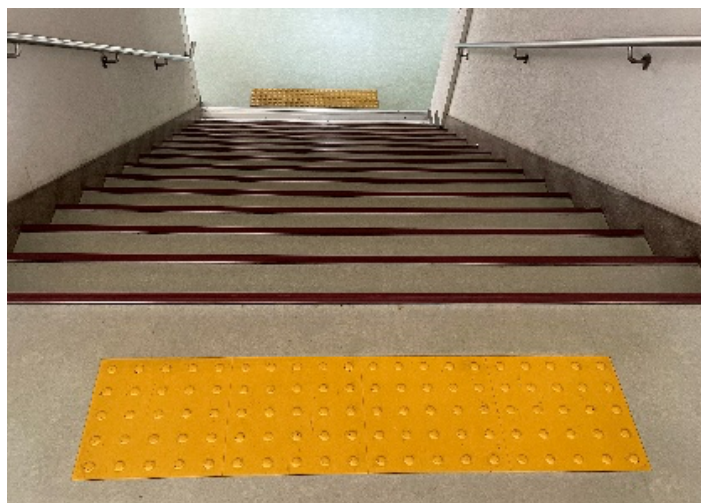


図1 点字ブロック(階段のはじまりとおわりを示す)



図2 薄いビニルを装着して触察している様子

#### イ) iPad などのカメラ機能を用いての鑑賞、作品のデータ化について

iPad など拡大機能をうまく使うことで美術鑑賞を楽しんでいる方がいる。「当事者・専門家たちが発信する福祉の情報サイト WelSearch」<sup>8)</sup>では、ロービジョン(弱視)当事者の方が iPad の拡大鏡機能を用いて美術鑑賞を楽しんだ体験談が語られている。作品の拡大は単眼鏡を用いてもできるが、iPad などの電子機器を使って拡大してみることのメリットとして、周囲の環境が暗くてもよく見えるということが挙げられる。ロービジョン(弱視)の方の見え方は人によって違うと先ほど述べたように、人によって見えやすい明るさは違う。美術館の展示室の明るさはその場の雰囲気も作るものであること、視覚障害者以外の他の鑑賞者もいることから考えて、視覚障害者のニーズに合わせて随時変更することは難しいと考えられるが、電子機器を活用することで、周囲がどんな明るさでも自分が見やすい明るさに調節をしながら鑑賞できる。

iPad などを用いた鑑賞方法のほかにも、作品のデータ化を行い、電子機器を通して自由に拡大・縮小しながら鑑賞できるという取り組みもある。アメリカのワシントン D.C にあるスミソニアン博物館は、「スミソニアン・オープンアクセス」<sup>9)</sup>と題して、約 280 万点の高解像度写真を公開した。インターネット上で世界中の誰でも作品を見ることができ、ダウンロード、リミックス、共有なども可能としている。私も実際にノートパソコン上で作品を閲覧してみたところ、作品を自由に拡大、縮小することができた。日本ではそのような取り組みをしている美術館は見られなかったが、その背景にはアメリカと日本の作品にかかる著作権法の内容の違いがあることがわかった。著作権法<sup>10)</sup>についての詳細は「付録1」に記載する。

#### ウ)骨伝導ヘッドフォンを活用した音声ガイドによる鑑賞について

美術鑑賞をする際に、作品の情報を得るものとして音声ガイドが活用されている。これは視覚障害の有無に関わらず、作品の概要などをより詳しく知るために美術館側から鑑賞者へ用意されている場合が多

い。美術館側から音声ガイド本体とイヤホンをそのまま貸し出すタイプのものや、鑑賞者個人のスマートフォンで QR コードを読み取ったものをイヤホンで聞くタイプのものなど形態は様々である。視覚障害者からみた音声ガイドの課題として、視覚障害者にとって重要な情報源である聴覚<sup>11)</sup>がイヤホンにより塞がれてしまうこと、QR コードなどがあってもその場所が探せないことが挙げられる。そこで 2017 年に株式会社ミライロという企業により、高指向性のビーコン(近距離無線技術)と骨伝導ヘッドフォンを用いての音声ガイドサービスの実証実験の取り組みが行われた<sup>12)</sup>。高指向性のビーコンが作品上部についていることで、鑑賞者(視覚障害者)が作品の近くに行くと音声ガイドが骨伝導ヘッドフォンから自動再生される。骨伝導ヘッドフォンは耳を塞がないため、周囲の音を聞きながら安心して鑑賞でき、美術館の雰囲気を楽しみながら作品の情報も得ることができるなどのメリットがある。

#### エ) トーキングサインによる経路案内の取り組みについて

視覚障害者が美術館で鑑賞をする際には、館内の経路案内も必要となる。神奈川県立生命の星・地球博物館では、1998 年度に「トーキングサイン・ガイドシステム」という博物館内設備の音声案内システムを開発・導入した<sup>13)</sup>。このトーキングサイン(個人用音声情報案内システム<sup>14)</sup>)を簡単に説明すると、利用者に示したい場所(例:トイレ、作品の展示位置など)に赤外線発光装置が付いており、音声案内のための情報に変換された赤外線を発光装置から周囲へ発信され、その空間にいる利用者が手に持つ受信機で周囲を探索することにより発信している装置の方向を確認することができるというものである。(図3)

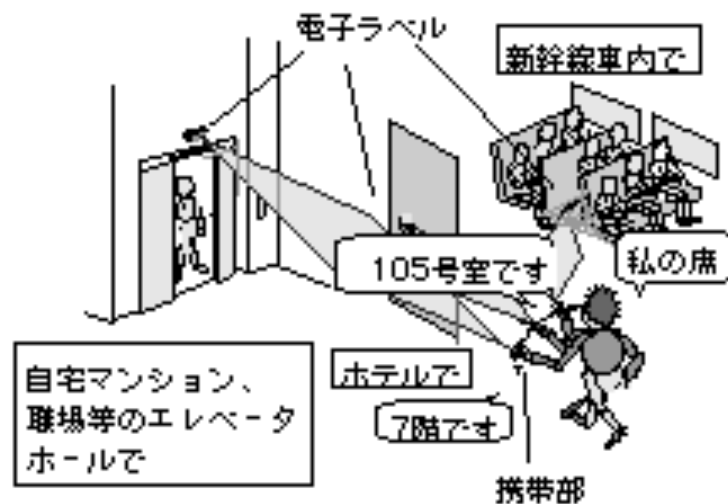


図3 操作概念図(個人用音声情報案内システム<sup>14)</sup>より)

通常の音響装置による音声案内では、壁や床などに反響してしまい利用者に正確な方向は伝わらないが、反響等の影響をあまり受けることのない光(赤外線)を用いることでより正確な方向を、騒音にもならずに伝えられるという利点がある。(図4)

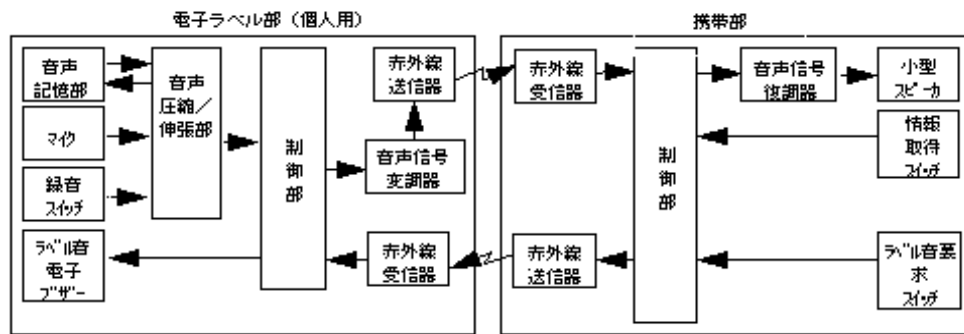


図4 トーキングサイン・ガイドシステムブロック図(個人用音声情報案内システム<sup>14)</sup>より)

この取り組みが行われたのは博物館だが、経路案内は博物館だけではなく美術館にも応用できる。経路案内が点字だけではなく音声で受け取れること、方向の正確性があることは、視覚障害者の経路案内をする上で重要である。残念ながらこの取り組みは廃止されているが、過去にこのような有効な経路案内の方法が行われていたことがわかった。

## 5.2 現地調査の結果

今回現地調査を行った長野県立美術館は旧長野県信濃美術館から全面改築し、2021 年春に新たにオープンした美術館である。「インクルーシブ・プロジェクト」として、「美術館がだれでも安心してアートと出会える場所」になるよう、障害の有無に関わらず美術鑑賞を楽しめる取り組みを行っている。

まず、設備面での配慮についてである。美術館前のバス停から館内入り口へ、館内入り口から美術館内階段まで点字ブロックが設置されており、展示室の近くまで行くことができることがわかった。展示室内は広く、作品が壁の両サイドに展示されていた。また、作品の感想などについて話しながら鑑賞できるトークフリーデー(付録3)であったが、展示室内は比較的静かに鑑賞している方が多い印象であった。

来館する方の現状としては、視覚障害のある方は事前に問い合わせがあること、付き添いの方も一緒に来館する方がほとんどだというお話を伺った。

次に、長野県立美術館独自で行っているアートを楽しむための工夫の一つである「ひらくツール」についてである。今回実際に体験させていただいたひらくツールは4つで、まずはその概要を説明する。①様々な画材や彫刻などの質感の違いを触って感じる事ができる「ふれるアートカード」(付録 4.1)②実際に美術館内の建物で使われている建築素材が小さなキューブ型になっていて触って楽しむことができる「たてものキューブ」(付録 4.2)③美術館内の歴史や館内マップが書かれている「美術館ガイド」の『拡大文字版』『点字版』(付録 4.3)④絵画の線が浮き上がって触れる絵(触図)と実際の絵画の写真とともに作品の概要と鑑賞を楽しむためのコメントが活字と点字で書かれている「ふれるコレクション」(付録 4.4)の4つである。視覚障害者向けに作られたというわけではなく、触って楽しむアートの形を再現したものであるとお聞きした。実際に私も触ってみると、これまで知らなかった画材の質感を知ることができた。触って得た情報をもとに、作者がその画材からどんな



雰囲気を表したかったのかなど想像を膨らませられることができた。担当の方からひらくツールに関して、「美術作品はその作品が何なのか正解が必ずしもあるわけではない。どんな作品なのかその人なりの想像を膨らませながら楽しめるのが美術鑑賞のいいところである。視覚に障害があっても、想像を膨らませられるような工夫を施した情報提供の仕方をする必要がある」というお話をお聞きした。美術館では、移動や絵に関する言語化できる明確な情報提供をするだけでなく、どんな作品なのかを鑑賞者本人が感じたり考えたりできるような工夫された形での情報提供も必要なのだとお聞きすることができた。

最後に、音声ガイドの体験についてである。長野県立美術館の音声ガイドは、視覚障害者向けではないと担当の方から説明があった。それを踏まえて自身で体験をしてみることで視覚障害者向けの音声ガイドはどのようなものが求められるのか調査をした。まず、最初に感じたのは、早口であるということである。日常的に音声ガイドや音声読み上げシステムを利用していない人にとっては聞き取りにくいと感じた。また、音声ガイドが自動再生ではないことから、鑑賞している作品とその作品の音声ガイドをその場で一致させながら聞いていくことに難しさを感じた。音声ガイドの内容については、作品についての説明が専門的で、自分が見た感じと印象が違うと感じることが多かった。今回聞いた音声ガイドは、作者の情報や時代背景などその作品についてわかっている明確な情報のみの収録であった。これにより、音声ガイドの内容とその人が感じる感性に基づいた作品の雰囲気というのは必ずしも一致しないため、作品についての視覚情報がないことを前提にした視覚障害者向けの音声ガイドを作成する必要性がわかった。

## 6. 考察

視覚障害者が美術鑑賞を楽しむために必要な配慮や工夫を、「情報保障」と「鑑賞保障」の二つの視点から考える。

まず「情報保障」に関係する配慮や工夫についてである。予備調査1の「視覚障害当事者の立場から見た博物館での鑑賞時にしてほしい配慮について」では、美術館内の順路の誘導が必要で、手すりや足元などから情報を受け取れると良いことがわかった。このことから、視覚障害者が美術館で安心して美術鑑賞をするためには、施設内の移動の流れの中で必要な情報が自然に得られることが必要であり、そのためには情報がつながった位置関係にあることが大切である。点字や音声案内のボタンがあったとしても、それを見つけることができないと機能しない。手すりなど移動の際に用いるものの延長線上に点字や音声案内のスイッチを設置するなど、まずはハード面で一連のつながりのある誘導を意識する必要がある。また、必要な情報が確実に伝わるようにする工夫として、ホームページや受付でわかりやすく案内することも大切である。事前に情報収集できるホームページや、誰もが通るチケット購入時の受付等で経路や音声ガイドの案内をすることで、鑑賞者により確実に情報を伝えることができ、必要な情報の受け取りにくさの格差を減らすことができる。さらに、ボランティアが作品についてのガイドをしてくれる曜日など、美術館独自の楽しめるコンテンツがある場合、その告知も同時にしておくことで認知が広まり、利用しやすくなるはずである。



「情報保障」では、情報をつなげた位置関係に配置する工夫だけでなく、多種多様な形態で情報を提供し、情報の受け取り方を各々が自由に選べる環境をつくることも大切である。例えば、文字で作品の時代背景の紹介をするだけでなく、図や写真を使って説明した読み上げもしてくれるような電子パネルを用意し、その文字の大きさや色を自由に変えられるようにする。音声ガイドでは、読み上げ速さや言語、解説の内容の難易度などを自由に選べるものにしたりするなど、一つの情報でも受け取れる形態の自由度を高めると良い。そうすることでどんな配慮が必要な人でも、どんな年齢の人でも、その人にとって受け取りやすい形態で情報を得ることができる。

予備調査4の神奈川県立生命の星・地球博物館で取り組まれていた「トーキングサインによる経路案内」の調査では、室内でも反響せずに真っ直ぐ利用者へ方向を伝えることができる赤外線を用いた音声ガイドを活用し、トイレや展示物の位置など博物館内設備を正確に利用者に表示していたことがわかった。この生命の星・地球博物館での取り組みは、美術館内でも活用できるのではないかと考える。赤外線を用いた自動再生式の経路案内を用いることで音声案内再生ボタンの位置を探す必要がなくなり、移動の中で自然に情報が得られる。視覚障害者自らが情報を探さなくても自然に情報が伝わってくるということは、安心して美術鑑賞を楽しむためにはとても重要なことである。現在はこのトーキングサインのシステムは廃止されているが、改めて開発し、美術館でも実用化が進むことを期待したい。

予備調査2の「電子機器を用いての鑑賞、作品のデータ化について」では、電子機器を用いることで、作品をカメラに映して拡大、縮小、コントラスト変更などをすることができ、見え方が一人一人違うロービジョンの方でも見えやすい形態で鑑賞できることがわかった。この鑑賞方法は、ロービジョンの方でも視覚を用いて作品鑑賞が可能になることから大切な情報保障であるといえる。だがそれだけではなく、この電子機器を用いた鑑賞方法は、視覚障害がない人も楽しめる鑑賞方法なのではないかと考える。美術館によっては、作品の保護のため作品に近づいてはいけない場合も多くある。そのような時に、電子機器で作品を拡大しながら見ると、筆の細かいタッチなど肉眼では見えないところまで見ることができる。この電子機器を用いた鑑賞方法は、障害に対する配慮をした鑑賞方法という側面だけではなく、作品の新しい楽しみ方のひとつであると考えている。しかし、この美術館に電子機器を持ち込んだ鑑賞方法は日本の著作権法の規定に反してしまうため、現状では実現することは難しい。2019年に施行された読書バリアフリー法のように、美術鑑賞の分野でも、著作権の権利制限をこえた自由な鑑賞が可能とされるような法律ができることを期待したい。読書バリアフリー法<sup>15)</sup>についての詳細は「付録2」に記載する。

次に「鑑賞保障」に係る配慮や工夫についてである。現地調査での音声ガイドの体験では、音声の読み上げ速度が速い、内容が専門的で自分が感じた作品の雰囲気とガイドの内容が異なるなどの点がわかった。この体験から、音声ガイドでは読み上げの速度を自由に変えることができ、内容も作品についての想像を膨らませることができるようなものと良いと考える。作品についての想像を膨らませるためには、その絵がどう見えてどう感じるかについての複数の人の意見をきくことが有効である。例えば、美術作品の評論家から見たその作品について、その美術館の学芸員から見たその作品について、専門家ではない一般の人から見たそ

の作品についてなど複数の人が感じた作品の印象を音声ガイドに収録する。そうすることによって、その作品について多様な角度から想像を膨らませることができ、作品を目で見ることにとらわれない鑑賞体験ができる。

現地調査で長野県立美術館の担当の方のお話では、「美術館では、移動や絵に関する言語化できることの情報提供をするだけではなく、どんな作品なのかを鑑賞者本人が感じたり考えたりできる形での情報提供も必要だ」とお聞きすることができた。どんな作品なのか鑑賞者本人が感じるためには、作品を目で見ることのほかに、音声ガイドを聴いたり、その場で複数の人の意見を聞いたりして自分なりに作品を想像してみることや、触って感触や形を感じるなどの方法がある。複数の人の意見を聞く鑑賞方法では、同じ作品でも誰かと話しながら鑑賞することで新たな発見をする、自分の感じたことが深まるなどの体験をすることができる。視覚障害者にとっては、見えなくても作品の自分なりの想像を膨らませやすくなる。長野県立美術館が実施しているトークフリーデーのように「話して鑑賞できます」という日をつくる、時間帯で区切るなどして、静かに鑑賞したい人、話して鑑賞したい人それぞれが自由に選択をして楽しめるようにするとよい。作品に触る触察による鑑賞方法は、作品の保護のために実施をしていない美術館も多いが、レプリカを用意する、絵画の凹凸や素材に触れて楽しめるツールを用意するなど触察できる機会が増えればよい。

複数の人の意見を聞く鑑賞方法も触察による鑑賞方法も障害の有無に関わらず、興味がある人にとって鑑賞が深まる体験になる。障害に配慮した鑑賞方法をつくるという視点も大切だが、障害の有無に関わらず誰もが多様な鑑賞方法の中からそれぞれ楽しみ方を選択することができる環境をつくるという視点が、障害者の美術鑑賞・娯楽活動を考える上で大切なことである。

## 7. まとめ

視覚障害者が美術鑑賞を楽しむためにはどんな配慮や工夫が必要か、ということに視点を置いて調査を始めた。その結果、視覚障害のための配慮をした「視覚情報にとらわれない鑑賞方法」は、視覚障害者のみならず視覚に障害がない鑑賞者にとっても有益なものになるということがわかった。私は、障害のある方に対して何か特別な配慮によってできないことを補い、障害のない人と同じことができる社会にしなくてはならないというイメージを持っていた。しかし今回の研究を通して、配慮が結果的に常識にとらわれない新しい鑑賞方法に結びつくということを実感した。「補う」という視点だけではなく、障害のある人の立場になって「どういうことが楽しいのか」「どういう仕組みがあると生活しやすいのか」という新しく仕組みを作り出す視点も大切だと学んだ。近年、誰もが暮らしやすいユニバーサルな社会にしようという動向があるが、そのためには社会にどんな人がいるのか、どんな配慮が必要なのかをよく知ることが必要である。「視覚障害があると美術鑑賞はできないのではないか」というような漠然としたイメージから、障害のある方が無意識に社会の活動の対象者から外れることのないよう、障害についての認知や理解度を高めていくことが大切である。今回視察させていただいた長野県立美術館でのトークフリーデーは、世間にも視覚障害当事者にも認知が十分に広まっておらず、静かな雰囲気の中鑑賞する方がほとんどだそうである。まずは、現在行われている取り組みから興味・関心を持って

もらうところから始め、色々な可能性があるということを知ってもらいたい。そして、生活に必須ではない娯楽も、障害の有無に関係なく楽しむことが当たり前の社会になってほしい。今回考えを深めることができた障害と娯楽の関係について、今後も関心を持ち、支援という視点ではなく誰もが当たり前に一緒に楽しめる社会をつくるにはどうしたらよいか考えていきたい。

## 8. 謝辞

私がこの研究を進め、さらに論文として形にすることができたのは、ご指導いただいた情報バリアフリーラボ代表の伊藤英一博士、視察と聞き取り調査を快く引き受けてくださった長野県立美術館様、担当者の青山様の指導と協力の賜物である。心からの感謝とお礼を申し上げます。

## 参考文献

- 1)伊藤亜紗:目の見えない人は世界をどう見ているのか、光文社新書、2015
- 2)視覚障害リハビリテーション協会:「見えない」「みえにくい」とは?  
[https://www.jarvi.org/about\\_visually\\_impaired/](https://www.jarvi.org/about_visually_impaired/) 2021年12月4日閲覧
- 3)厚生労働省:身体障害児・者実態調査結果(平成18年7月1日調査)  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/shintai/06/dl/01.pdf>  
2021年12月4日閲覧
- 4)長野県立美術館ホームページ  
<https://nagano.art.museum/>  
2021年12月3日閲覧
- 5)長野県立美術館ホームページ:トークフリーデー  
<https://nagano.art.museum/event/talk-freeday/>  
2022年3月2日閲覧
- 6)長野県立美術館ホームページ:ひらくツール  
<https://nagano.art.museum/hirakutool/>  
2022年3月2日閲覧
- 7)青松利明:ユニバーサル・ミュージアムをめざして—視覚障害者と博物館—、生命の星・地球博物館開館三周年記念論集、55-63ページ、1999年3月20日発行  
<https://nh.kanagawa-museum.jp/research/archives/3ronshu/07.htm>  
2021年12月3日閲覧

- 8)鈴木弘美:ロービジョンの私の iPad・iPhone 活用術!おすすめ機能とアプリで生活が便利に!、当事者・  
専門家たちが発信する福祉の情報サイト WelSearch  
<https://welserch.com/disability/ipad-iphone/>  
2022 年 3 月 2 日閲覧
- 9)Smithsonian: Smithsonian Open Access(スミソニアン博物館 280 万点オンライン公開)  
<https://www.si.edu/openaccess/>  
2021 年 12 月 4 日閲覧
- 10)公益社団法人著作権情報センター:著作者にはどんな権利がある?  
<https://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime2.html>  
2021 年 12 月 21 日閲覧
- 11)西館有沙 水野智美 徳田克己:「移動支援機器の活用を阻む視覚障害者の心理的要因」、日本心理学会  
第 79 回大会、435 ページ  
[https://www.jstage.jst.go.jp/article/pacjpa/79/0/79\\_3AM-051/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/pacjpa/79/0/79_3AM-051/_pdf)  
2021 年 12 月 5 日閲覧
- 12)株式会社ミライロ:ミライロ通信「音声ガイドで楽しむ、視覚障害者の絵画鑑賞」、2017 年 2 月 17 日発行  
<https://www.mirairo.co.jp/blog/post-8218> 2021 年 12 月 5 日閲覧
- 13)奥野花代子:ユニバーサル・ミュージアムをめざして—神奈川県立生命の星・地球博物館のトーキング  
サイン・ガイドシステムの拡充について—、神奈川県立生命の星・地球博物館研究報告第 30 号、53  
—63 ページ、2001 年 3 月 25 日印刷物発行、2016 年 12 月 23 日オンライン版公開  
[https://www.nh.kanagawamuseum.jp/www/contents/1600215462182/simple/  
bull30\\_53-63\\_okuno\\_new.pdf](https://www.nh.kanagawamuseum.jp/www/contents/1600215462182/simple/bull30_53-63_okuno_new.pdf) 2021 年 12 月 6 日閲覧
- 14) 畠山卓朗、伊藤啓二、萩原史郎、大久保紘彦、中村孝夫、春日正男:個人用音声情報案内システム、  
ヒューマンインタフェース シンポジウム99  
<https://www.normanet.ne.jp/~hatakeyama/nif/paper/HIS99/HIS99.htm>  
2022 年 3 月 2 日閲覧
- 15)文部科学省:誰もが読書ができる社会を目指して~読書の形を選べる「読書バリアフリー法」~  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_01304.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01304.html)  
2021 年 12 月 21 日閲覧
- 16)総務省:みんなの公共サイト運用ガイドライン 2016 年版  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000439213.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000439213.pdf)  
2021 年 12 月 6 日閲覧
- 17)田中みゆき:美術鑑賞における情報保障とは何か、キュレーターズノーバックナンバー20180515  
<https://artscape.jp/> 2021 年 12 月 3 日閲覧

18)障害保健福祉研究情報システム:著作権法の現況 マラケシュ条約の意義

[https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/copyright/normal311\\_nomura.html](https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/copyright/normal311_nomura.html)

2021年12月21日閲覧

19)北川博己、横山哲、船場ひさお:視覚障害者を対象とした歩行誘導システムのニーズに関する研究、土木計画学研究発表会講演集 2004

[http://library.jsce.or.jp/jsce/open/00039/200411\\_no30/pdf/292.pdf](http://library.jsce.or.jp/jsce/open/00039/200411_no30/pdf/292.pdf) 2021年12月6日閲覧

### 付録1 日本の著作権法<sup>10)</sup>

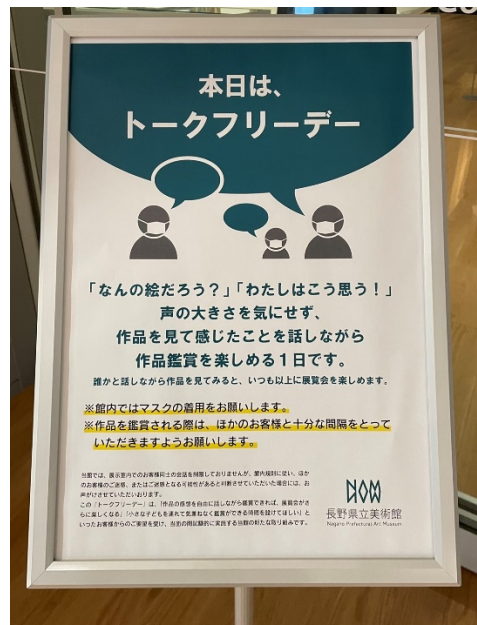
著作権とは、作品をつくった著作者が持つ権利のことである。日本の著作権は大きく著作者人格権と著作権(財産権)に分けられるが、作品の電子化・公開をする際に特に関係するのは、著作権(財産権)のうちの公衆送信権・公の伝達権である。この権利により、公衆から作品にアクセスできる状態にするには、公開する作品一つ一つに著作者の許諾がなければならぬと定められている。この著作権の影響により、日本ではスミソニアン博物館のように一般向けに全ての作品の電子化、公開は難しい。

### 付録2 読書バリアフリー法<sup>15)</sup>

2013年6月に「視覚障害者およびプリントディスアビリティのある人々の出版物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約」、通称マラケシュ条約が成立し、日本も批准している。印刷物を読むことに障害がある人でも読書ができるよう、著作権の権利制限を超えてフォーマットを工夫した図書を制作できるというものである。さらに日本では2019年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」が施行され、著作権に関わらず図書のアクセシブル化ができるようになった。

### 付録3 長野県立美術館トークフリーデー展示室前看板

<https://nagano.art.museum/event/talk-free-day/>



2021年11月3日許可の上撮影

**付録4 長野県立美術館 ひらくツール<sup>6)</sup>**

(以下長野県立美術館ホームページより引用)<https://nagano.art.museum/hirakutool>

① 「ふれるアートカード」

「16 種類のさまざまな形や素材のパーツにふれて楽しむアートカードです。

触った感触から受けたイメージについて話したり、または作品から感じる触感を探するなど、触ることで刺激される感性を鑑賞に結びつけたり、感覚の変化を楽しむためのアートカードです。」



アートカード 全 16 種

「オノマトペカードもセットになっていて、『ふわふわ』『どきどき』など、感覚をヒントにカードを選んで楽しむこともできます。目の見えない人も、触覚で楽しめるようにオノマトペカードには点字がついています。」



オノマトペカード

② たてものキューブ

「美術館の建物にはいろいろな素材が使用されています。一つ一つの素材には意味や理由があり、私たちをアートの世界へ導いてくれます。『たてものキューブ』は、美術館の壁や床などの素材を小さなキューブにした手で美術館を楽しむツールです。」



たてものキューブ

③ ふれるコレクション

「コレクションの中から代表作を選び、目の見えない人と見える人が対話を通して一緒に作品鑑賞を楽しむツールです。右頁に触図で表現した作品があり、左頁に作品の写真があります。中央の頁には、作品を描写する文章が、墨字と点字で書かれています。」



菱田春草「羅浮仙」ふれるコレクション



④ 美術館ガイド<拡大文字版><点字版>

「美術館の歴史や館内マップなど、美術館について紹介するパンフレットです。視覚に障がいのある来館者のために、<拡大文字版><点字版>をご用意しています。」



美術館ガイド<点字版>全体像



点字案内図

**付録 5** 長野県立美術館アトラボ 2021 第 I 期 光島貴之展「でこ・ぼこ・ながの」

[https://nagano.art.museum/exhibition/artlab\\_mitsushima2](https://nagano.art.museum/exhibition/artlab_mitsushima2)

様々な形の釘や金具、木材などを使って凹凸が表現されている  
触りながら凹凸、素材の違いなどを感じながら楽しめる作品



2021 年 11 月 3 日 許可の上撮影

● 光島貴之(みつしまたかゆき)

1954 年 京都府生まれ。美術家・鍼灸師。10 歳頃失明。

1992 年に年度造形制作を開始し、1995 年からは「さわる絵画」制作開始。

光島貴之公式サイト:<https://mitsushima-art.jimdofree.com/>

情報バリアフリーラボ 2021年度研究会報告集

2022年3月17日発行

著者： 畠山 咲、二村美友

山田涼夏

監修： 伊藤英一

発行者： 伊藤英一(情報バリアフリーラボ代表)

発行所： 情報バリアフリーラボ

〒389-0517 長野県東御市県 10 番地 22

<https://barrierfree-labo.sakura.ne.jp/web/>